

令和 3 年 (2021 年) 月 日

横須賀市長 上 地 克 明 様

(案)

横須賀市市民協働審議会
委員長 志 村 直 愛

市民公益活動ポイント制度のあり方について (答申)

令和 3 年 6 月 28 日付け横市市第 57 号で諮問があった標記の件について、下記のとおり答申します。

記

1 制度の評価

(1) 市民公益活動ポイント制度は、市民公益活動を行う「きっかけ」や「励み」となり、多くの市民が活動に参加できるようになることを目的として、平成 27 年度から実施している。当初より 5 年を目途に見直しを行うこととしており、制度参加団体の声や実績からは、市民公益活動に対して一定の効果があったことは明らかである。

具体的には、この制度の目的をしっかりと捉え、活動の「励み」として市民公益活動を継続して行う団体や市民が一定数あったことである。

(2) 制度開始から年月が経つなかで、いくつかの課題が生じたことに加え、市民公益活動を行う市民からのニーズが変化し、結果として参加団体数は減少の一途をたどっている。また、アンケート等から、「励み」については効果があったものの、「きっかけ」については思うような効果は得られなかったと考える。

2 今後の方向性について

(1) 市民公益活動ポイント制度については、一定の目的が果たせたこと、また、今後の環境の変化に柔軟に対応する必要があるため、令和 4 年度は新規ポイント券の発行は行わず還元事務のみを行い、これの終了時をもって廃止とされたい。

(2) 市民公益活動を継続的に支援する方法については、市民公益活動ポイント制度が廃止されたことによる財源の活用も含め、長期的な視点で検討されたい。当審議会としても協力を惜しまず、横須賀らしい市民協働によるまちづくりの実現を期待する。